

芦屋市自転車駐車場指定管理者

大規模修繕積立金に関する協定書

芦屋市（以下「甲」という。）とサイカパーキング株式会社（以下「乙」という。）とは、平成31年4月1日付けで締結した芦屋市自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営に関する基本協定書に基づき、次のとおり大規模修繕積立金に関する協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

（大規模修繕積立金）

第2条 前条に定める期間の大規模修繕積立金は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
7,576,000円	18,696,000円	13,659,000円	11,520,000円	9,078,000円

2 前条に定める期間中に駐車場の定数変更により当初駐車場定数を上回る場合は、甲乙協議の上、大規模修繕積立金の額を変更することができる。なお、これによりがたい場合は、甲乙の協議とする。

3 前項に定めることのほか基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、大規模修繕積立金の額を変更することができる。

（大規模修繕積立金の支払時期）

第3条 大規模修繕積立金は、各年度における3月25日までに、甲に納付しなければならない。

（疑義の決定）

第6条 この協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 山中 健

乙 東京都中央区日本橋小網町7番2号
サイカパーキング株式会社
代表取締役 森井 洋

芦屋市自転車駐車場指定管理者
大規模修繕積立金に関する協定書

芦 屋 市